

〈研究・調査報告〉

女性自立支援施設における 性暴力被害者支援のあり方に関する研究 —職員体制に焦点をあてて—

堀 千鶴子 ・ 安 田 孝

【要旨】

本研究では、女性自立支援施設における職員体制の現状や課題を併設状況別に明らかにすることを目的として、全国の女性自立支援施設を対象としたアンケート調査を実施した。その結果、回答のあった施設では1カ所を除いて、過去5年間（2019年4月1日～2024年3月31日）に性暴力被害者への支援を行っていた。その数には差があり、5年間で100名を超える性暴力被害者を支援する施設から2名の施設まで、ばらつきがみられた。一方で、単独施設と比べると、併設施設（一時保護所あり）の性暴力被害入所者数の少なさが顕著であった。本調査から浮き彫りになった性暴力被害者支援における職員体制に関する主な課題は、第一に性暴力被害者支援に係わる専門的研修の実施と体系的整備、第二にスーパービジョンの充実と体制整備、第三に職員配置の充実が挙げられた。

キーワード：女性自立支援施設、性暴力被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

1. はじめに

2022年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法）が制定された。同法によって社会福祉領域において初めて性暴力被害が、支援対象として法的に位置づけられることとなった¹。これまで社会福祉領域において性暴力被害者支援を実態的に担ってきたのは、売春防止法に基づく婦人保護施設（現 女性自立支援施設）であった。しかし、婦人保護施設の法的対象者は「要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）」であったため、性暴力被害者は「要保護女子の拡大解釈」²として捉えられ、本来的な支援対象とはされてこなかった。新たな女性支援法により、性暴力被害者は明確に女性支援の対象として位置づけられ、福祉的支援の強化が求められることとなった。

かねてより性暴力被害者に対する福祉的支援の必要性は、様々な研究において言及されてきた。小西らによる研究では、性暴力被害者には社会機能の低下や生活機能障害が見られ、安定

した生活のために福祉的支援が重要であることが指摘されている（小西・上田，2016）。実際に福祉的支援を提供している東京都社会福祉協議会婦人保護部会の調査においても、性暴力被害はその後の人生に長く影響を及ぼし、生活再建にかなりの時間を要することが述べられている（東京都社会福祉協議会婦人保護部会調査研究委員会，2020）。また、婦人保護施設関係者を対象にしたインタビュー調査を行った山梨らは、婦人保護施設が行っている中長期的支援は、「被害の顕在化という意味において重要な意義」を有していると指摘している（山梨・柴田・宮園，2020：54）。このように先行研究からは、性暴力被害者に対する中長期的な福祉的支援の必要性・重要性が明らかとなっている。女性自立支援施設は、入所期間の制限がなく、中長期的な支援が可能であることや、女性だけを支援対象としていること、これまでの支援実績などから、福祉領域における性暴力被害者支援に関する中核的存在の一つとなることが期待される。

しかし、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査」では、3割の婦人保護施設が、支援ニーズである性暴力被害に対応できていないと回答し、その理由として「専門性の不足」（93.8%）や、「人員の不足」（56.3%）といった職員に関わる課題が挙げられていた（「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム，2018）。これらのことから、今後の女性自立支援施設における性暴力被害支援の充実のためには、職員に関わる体制整備の重要性が示唆されている。しかし、職員体制に焦点をあてた研究は少なく、その課題は明確になっているとはいえない。

また女性自立支援施設は、単独施設より併設施設が多いという特質を有している³。女性自立支援施設の併設状況は、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所（以下、一時保護所）、配偶者暴力相談支援センター等と多様である。一時保護所はドメスティック・バイオレンス被害者等に対する公営シェルターとしての機能を有することから、特に一時保護所との併設施設は、中長期的な支援提供が困難となる等、単独施設と比べて支援機能に相違が生じている（婦人保護施設調査研究ワーキングチーム，2016）。つまり、女性自立支援施設の支援体制について検討するためには、併設状況別の分析が必要である。

以上のことから、本研究においては女性自立支援施設における性暴力被害者支援に係わる探索的調査を行い、併設状況別に職員体制の実状の一端を明らかにし、その課題を考察する。

女性自立支援施設は、2024年施行の女性支援法によって、名称を「婦人保護施設」から改称された。本稿では、女性支援法施行前の状況等を示す場合や、施行前の文献等を引用する場合、婦人保護施設という名称を使用している。

2. 研究方法

2.1 調査手続き・分析方法

本研究では、全国の女性自立支援施設（全47カ所）を対象とした任意記名自記式の質問紙調査を行った。調査時期は、2024年7月である。質問紙は郵送にて配布し、回収は郵送ある

いはメール回答を選択できるようにした。調査の回答者は、性暴力被害者支援を理解している職員として、施設長に選定を依頼した。

本調査における性暴力被害とは、加害者を問わず家庭内外での性的虐待、性的暴力を含み、本人の言動・行動等により性暴力被害経験があると推察されるケースも調査対象に含めるものとした。そもそも性暴力被害は主訴として語られることは少なく、女性自立支援施設における職員との信頼関係の中で明らかになることが多いためである（東京都社会福祉協議会婦人保護部会，2008）。

また本調査では、入所期間が短く支援が限定される一時保護及び、一時保護委託の入所者は対象とせず、措置入所者のみを対象とした。

アンケート調査の質問項目は、『婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究』を参考にした（「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」ワーキングチーム，2018）。収集したデータは、女性自立支援施設に入所している性暴力被害者の主訴や属性・課題、支援内容や困難、連携体制等であるが、本稿では職員体制に焦点をあてて分析した。

得られた数値的データは、単純集計及びクロス集計を行った。自由回答については、佐藤、村社を参考に、質的データ分析法に基づく定性的コーディングを行い、概念的カテゴリーの産出を行った（佐藤，2008；村社，2018）。生成されたカテゴリーは【 】、コードは『 』で表し、コードは主に自由回答の記述を使用している。さらに、自由記述のデータは〔 〕で表した。

2.2 倫理的配慮

本研究は、城西国際大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号28M240004）。アンケート調査の依頼にあたっては説明文書を同封し、研究目的、結果の処理、研究協力は任意であり、調査協力の有無により不利益を被ることはないこと、データの保護に細心の注意を払うこと等を説明した。さらに、回答完了により、調査参加への同意が得られたものとすることを明記した。

3. 結果

3.1 回収率と回答施設の状況

本調査では、質問紙を配布した全婦人保護施設47カ所のうち、32カ所から回答を得た（回収率68％）。

回答のあった施設の併設状況及び、設置経営主体別状況は表1の通りである。本研究においては、特に一時保護所との併設に着目し、併設施設を「併設施設（一時保護所あり）」「併設施設（その他）」に区分した。「併設施設（一時保護所あり）」には、①一時保護所のみと併設、②女性相談支援センターと一時保護所の両者との併設、が含まれている。その理由は、先述し

たように単独施設と一時保護所を有する併設施設では、支援機能に相違があるためである（婦人保護施設調査研究ワーキングチーム，2016）。その結果、本調査の回答施設は「単独施設」12カ所に対し、「併設施設」が19カ所と多く、その内訳は「併設施設（一時保護所あり）」が16カ所、「併設施設（その他）」が3カ所であった。なお、併設状況未回答の1カ所については、除外した。

併設状況別の設置経営主体は、単独施設では、すべて民営であり、9カ所が「民設民営」、3カ所が「公設民営」であった。同様に、併設施設（その他）も、すべて民営であった。他方で、併設施設（一時保護所あり）では、「公設公営」が10カ所と最も多く、「公設民営」「民設民営」が、それぞれ3カ所であった。

2019年4月から2024年3月の5年間に支援を行った入所者数及び、性暴力被害者数は表2のようである。措置入所者は、単独施設では最大値296人、最小値15人、中央値38人であった。併設施設（一時保護所あり）では最大値249人、最小値2人、中央値31人であった。併設施設（その他）は最大値149人、最小値37人、中央値67人であった。いずれの区分においても入所者数には、ばらつきがみられた。その内、性暴力被害入所者数は、単独施設では最大値134人、最小値2人、中央値11人であり、5年間で100人以上の性暴力被害者を支援している施設がみられた。併設施設（その他）の最大値は44人、最小値4人、中央値30人であった。併設施設（一時保護所あり）では、最大値27人、最小値0人、中央値8人であり、5年間に性暴力被害者の入所がみられない施設もあった。性暴力被害入所者数も、どの区分においてもばらつきが生じていたが、併設施設（一時保護所あり）での少なさが確認された。

表1 併設状況別 設置経営主体

区 分	公設公営	%	公設民営	%	民設民営	%
単 独 (n=12)	0	0	3	25.0	9	75.0
併 設（一時保護所あり）(n=16)	10	62.5	3	18.8	3	18.8
併 設（その他）(n=3)	0	0	1	33.3	2	66.7

併設状況未回答の1カ所については、除外した。

（著者作成）

表2 併設状況別 支援を行った入所者数（2019年4月～2024年3月）

区 分	最大値	最小値	中央値	平均値
措置入所者数				
単 独 (n=12)	296	15	38	62.5
併 設（一時保護所あり）(n=16)	249	2	31	49.9
併 設（その他）(n=3)	149	37	67	84.3
性暴力被害入所者				
単 独 (n=12)	134	2	11	21.8
併 設（一時保護所あり）(n=16)	27	0	8	9.1
併 設（その他）(n=3)	44	4	30	26.0

（著者作成）

3.2 支援担当決定における考慮及び、性暴力被害に関する研修実施状況

性暴力被害者の支援担当決定にあたって、性暴力被害に関する専門性を有している、あるいは支援経験が豊富な職員を担当にしているかどうかについては、表3に示しているとおりである。単独施設では「担当にしていない」が7カ所であるが、「担当にしている」も5カ所みられた。一方で、併設施設（一時保護所あり）、併設施設（その他）では、「担当にしている」施設がないことが確認された。

併設状況別の性暴力被害に関する研修実施状況は、表4のとおりである。単独施設では、「実施している」「実施していない」「今後、実施を検討している」の順であった。一方で、併設施設（一時保護所あり）は「実施していない」に次いで、「実施している」「今後実施を検討している」と続いていた。併設施設（その他）では、「実施している」「実施していない」の両者はあるが、「実施を検討している」施設はなかった。どの区分においても、性暴力被害に関する研修を「実施していない」施設があった。

研修を実施している施設には、具体的な研修内容について回答を求めた。その結果、①施設内での研修として「ケース検討を含め、心理・精神科医師など外部講師を招いての研修」「包括的性教育向け弁護士、医師、性教育認定講師による勉強会」「精神科医の受診フィードバック」等、外部から講師を招いての研修が実施されていたことが示された。さらに、②外部研修の活用として、「内閣府のオンライン研修の受講」「性暴力被害者のための支援養成研修」「フェミニストカウンセリング講座受講」「市で企画している性暴力被害スキルアップ講座研修への参加」等がみられた。施設内研修と外部研修の両者を取り入れている施設もみうけられた。

表3 併設状況別 性暴力被害者支援担当決定における考慮（性暴力被害への専門性、あるいは支援経験豊富な者を担当にしているか）

区 分	担当にしている	%	担当にしていない	%
単 独 (n=12)	5	41.7	7	58.3
併 設（一時保護所あり）(n=15)	0	0.0	15	100.0
併 設（その他）(n=3)	0	0.0	3	100.0

他の表では併設（一時保護所あり）はn=16だが、本設問では未回答が1あったため、n=15としている。
(著者作成)

表4 併設状況別 性暴力被害に関する研修実施状況

区 分	実施している	%	実施していない	%	今後実施を検討している	%
単 独 (n=12)	5	41.7	4	33.3	3	25.0
併 設（一時保護所あり）(n=16)	6	37.5	8	50.0	2	12.5
併 設（その他）(n=3)	2	60.0	1	40.0	0	0.0

(著者作成)

3.3 心理担当職員配置の有無及び、職員体制に関わる課題

「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」（厚生労働省令，2002）において、心理療法担当職員は加算職員とされていたため、配置の有無は施設によって異なっている。本調査における心理職配置の有無に関する結果は表5にみられるとおりである。

単独施設においては、「配置あり」が8カ所、「配置なし」が4カ所であった。併設施設（一時保護所あり）では「配置あり」が13カ所、「配置なし」が3カ所、併設施設（その他）では「配置あり」2カ所、「配置なし」1カ所であった。

性暴力被害者支援に係わる職員体制の課題について、表6に示す。単独施設、併設施設（一時保護所あり）では同様な傾向であり、「性暴力被害者支援の経験不足」「性暴力被害者支援に関わる専門的研修の未実施」「精神的負担」「性暴力に関する知識不足」の順であった。併設施設（その他）では、「性暴力被害者支援の経験不足」に次いで、「性暴力に関する知識不足」「精神的負担」が同数、「性暴力被害者支援に関わる専門的研修の未実施」の順であった。いずれの区分においても、多くの施設が支援者の経験不足を課題と認識していた。

3.4 性暴力被害者支援における困難—自由記述の分析

自由記述で回答を求めた性暴力被害者支援における困難から、職員に関わるものを抽出した（表7）。生成されたカテゴリーは、【支援への不安】【積極的には触れない】【支援の難しさ】【ソーシャルワーカーの専門性】【職員配置】の5つである。

性暴力被害者支援にあたっては、[中途半端な声かけにより取り返しのつかないことにならないか]、[経験のない人からの言葉に対してどう思われるか]といった『声かけのためらい』や、性暴力被害経験のない職員からの言葉に対して『どう思われるかの不安』という【支援へ

表5 併設状況別 心理職配置の有無

区 分	配置あり	%	配置なし	%
単 独 (n=12)	8	66.7	4	33.3
併 設（一時保護所あり）(n=16)	13	81.3	3	18.8
併 設（その他）(n=3)	2	66.7	1	33.3

(著者作成)

表6 併設状況別 性暴力被害者支援における職員体制の課題（複数回答）

区 分	性暴力被害者 支援に関する 専門的研修の 未実施	%	性暴力被 害支援経 験不足	%	性暴力 に関す る知識 不足	%	精神 的負 担	%
単 独 (n=12)	7	58.3	8	66.7	5	41.7	6	50.0
併 設（一時保護所あり）(n=16)	9	56.3	11	68.8	4	25.0	5	31.3
併 設（その他）(n=3)	1	33.3	3	100.0	2	66.7	2	66.7

(著者作成)

表 7 自由記述の分析

カテゴリー	コード	データの一部
支援への不安	声かけのためらい	援助者側からの中途半端な声かけによって「パンドラの箱」を開けてしまい取り返しのつかないことにならないかと、ためらってしまいます。
	どう思われるかの不安	障害にあったことに対して自責の念を抱かれています方に対する言葉がけ。実際に経験のない人からの言葉に対してどう思われるか……という不安がある。
積極的には触れない	積極的には触れない	時間が経っているほど語らない人が多く、語ってもらうようアプローチすること自体も傷の再燃を懸念して支援者から積極的に触れることはあまりしてきていない。
支援の難しさ	何が最適な支援なのか	腫れ物に触るような感じになってしまう。どこまで、どのように支援してよいか分からない。 心身のケアをしつつ、入所者にとって何が最適な支援なのか考えるのが難しい。
	どこまで踏み込んでよいのか迷う	性暴力被害者は、性被害のことを話したがない。どこまで踏み込んで良いのか迷ってしまい被害に対する回復ができていない。 性暴力以外の主訴へのアプローチをするだけで、課題の根本を解決することができるのか、一時の解決だけになっていないか不安に思うこともある。 これまで受けて来た性暴力の内容について、踏み込んで聞くことが難しい。
	性暴力被害の影響が分からない	過去に被害を受けてきた方が、現在にどれだけの影響をもたらしているのか理解することが難しい。
	支援技術	聞き取りのテクニック。
ソーシャルワーカーの専門性	専門知識の不足	専門知識の不足。
	職員の共感性の不足	職員が人ごととしてしまい、当事者と同じ方向に向えない。
職員配置	専門家の不在	本人が性被害について話しをする場合は思いの傾聴を行うが、本人がふれない場合は専門家がないために、こちらから聞きはじめるタイミングや聴き取る事によっての予後の対応の確立ができていないために、十分な支援が出来ていない。
	職員配置による対応の困難	昼夜問わず職員のかかわりを求めたり、精神的不安定さがあり、対応を要する場合があるが、職員の配置上十分に対応できないことが多くある。
	経験がある職員がいない	性暴力被害をうけた方を支援した経験がある職員がいないこと。

(著者作成)

の不安】が感じられていた。性暴力を語らない入所者に対しては、[傷の再燃を懸念して]【積極的には触れない】というものが挙げられた。

さらに、[入所者にとって何が最適な支援なのか考えるのが難しい]、性暴力以外の主訴にアプローチするだけで「一時の解決だけになっていないか」という『何が最適な支援なのか』という戸惑いや、『どこまで踏み込んでよいのか迷う』『性暴力被害の影響が分からない』といった【支援の難しさ】が示された。

ソーシャルワーカーの専門性について杉田は、先行文献の調査により「社会生活を重視する視点（資質）」「知識の保持（資質）」「価値観や倫理観に基づく視点（資質）」「対人援助実践の為の専門技術の応用（行動）」等を挙げている（杉田，2014）。[職員が人ごととしてしまい、当事者と同じ方向に向かえない]という『職員の共感性の不足』は「価値観や倫理観に基づく視点」に関するものであり、さらに『専門知識の不足』は「知識の保持」、『支援技術』は「対人実践の為の専門技術の応用」である。これらは性暴力被害者支援に係わる【ソーシャルワーカーの専門性】に関連するものと看取できた。

【職員配置】については、『専門家の不在』や『職員配置による対応の困難』、性暴力被害者支援について『経験がある職員がいない』といった困難が挙げられた。

4. 考察および今後の課題

4.1 考察

本調査の結果、回答のあった女性自立支援施設では、1カ所の施設を除いて、過去5年間（2019年4月1日～2024年3月31日）に性暴力被害者への支援を行っていた。その数には差があり、5年間で100名を超える性暴力被害者を支援する施設から2名の施設まで、ばらつきがみられた。一方で、単独施設と比べると、併設施設（一時保護所あり）の性暴力被害入所者数の少なさが顕著であった。その要因として、併設施設（一時保護所あり）は、公営シェルター機能を有しており、「人的・物理的環境」から措置入所者の支援が限定的となることや、入所者の在所期間が短期傾向であることから、入所者の性暴力被害が顕在化しない（開示されない）まま退所を迎えることが推察される（福祉新聞，2006；堀，2008）。

本調査によって浮き彫りになった性暴力被害者支援における職員体制に関する主な課題は、以下のとおりである。

第一に、性暴力被害者支援に係わる専門的研修の実施と体系的整備である。自由記述に挙げられていたように、性暴力被害者に関わる職員は支援への不安を感じており、それらを解消、軽減する取り組みが必要となっている。そのためには、性暴力に関する知識を深めることや、声かけや聞き取りなどの支援技術の向上、被害に対する共感的理解が不可欠である。こうした職員の資質向上のための有効な手段として、性暴力被害者支援に関する専門的研修の実施が求められるが、単独施設、併設施設（一時保護所あり）ともに、未実施の施設が見られた。研修実施を妨げている要因について明らかにしていくことが必要である。

研修を実施していると回答した施設では、専門職を招いての実施や、外部研修の活用など、

施設独自に研修を実施していたが、今後は、研修の実施頻度や実施内容等をさらに精査し、性暴力被害について女性自立支援施設としての研修体系を構築、実施していくことが肝要である。

第二に、スーパービジョンの充実と体制整備である。第一の課題とも関連するが、職員の不安や戸惑いの解消や、最適な支援への検討等には、スーパービジョンの充実が必要であり、施設の運営管理としてスーパービジョン体制の整備を図ることが肝要である。また本調査では、多くの施設が、職員の「性暴力被害支援の経験不足」を課題と捉えていることがうかがえた。支援の経験は一朝一夕に積めるものではなく、経験不足を補うためにはチームとして支援担当職員を支える体制が必要であり、グループスーパービジョンやライブスーパービジョン等多様な形態によるスーパービジョンの活用が求められる。

第三は、職員配置の充実についてである。本調査の結果から、職員配置について専門職の不在、人員体制の脆弱性という2つの困難が浮かび上がった。

女性自立支援施設における性暴力被害者支援に係わる専門職については、特に心理職等の必要性が示唆されている。「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（厚生労働省告示，2023）では、女性自立支援施設において「性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復支援に際しては、心理職等による専門的なケアが重要である」ことが明記されている。つまり、女性自立支援施設における性暴力被害者の回復支援には、心理療法担当職員等の専門職配置が重要とされている。しかし、先行研究調査の結果と同様に、本調査においても専門職の不在が看取され、心理療法担当職員等の専門職配置が不十分であることが伺える（PwCコンサルティング合同会社，2024）⁴。性暴力被害者の回復支援の充実のために、今後、配置が進まない要因等を明らかにし、専門職配置の整備が希求される。

本調査では、『職員の配置上十分に対応できない』といった人員体制の脆弱さによる支援への弊害が浮き彫りになった。婦人保護施設の職員数は、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」（厚生労働省令，2002）において定員50名以上も以下も指導員2名であったが、新たな「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令，2023）では自立支援を行う職員数は、2名以上とされた。今後、人員不足に基づく弊害が解消されているのか検証していくことが必要である。さらに、本調査において性暴力被害を考慮した職員の担当決めを行っている施設は、単独施設の5カ所のみであり、併設施設ではみられなかった。担当決めにあたって考慮できない要因は、前述したような指導員（現支援員）数の少なさといった人員体制の脆弱さに起因しているのか、併設施設特有の要因があるのか、あるいは考慮の必要がないとの認識に基づいているのか、今後、検討を深めることが重要である。

4.2 今後の課題

本研究では、女性自立支援施設の性暴力被害者支援にかかわる探索的な調査から、これまでさほど取り上げられてこなかった職員体制と、その課題について焦点をあてたという点で意義あるものとする。さらに本研究は、女性自立支援施設における性暴力被害者支援の特性の一

端を明らかにするものであり、今後の性暴力被害者支援のあり方を検討する一助になると考える。

一方で、本研究におけるデータは基礎的なものであり、今後は、質的調査を行い、さらに詳細に併設状況別の職員体制や困難、支援における課題等について研究を進めていきたい。それらを踏まえ、女性自立支援施設における性暴力被害者支援のあり方について検討を重ねたい。

【付記】

本稿は、科学研究費補助金（23K01942）を得て行っている調査研究の成果の一部である。

【謝辞】

本研究の趣旨をご理解いただき、調査にご協力頂いた女性自立支援施設の皆様に感謝いたします。特に、東京5施設（いずみ寮、慈愛jiai、救世軍婦人寮、救世軍新生寮、自立ホームいこい）の女性自立支援施設長の皆様には、本研究へ様々なご協力を頂きました。深く感謝いたします。

【注】

- 1 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第2条では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」とされている。
- 2 1970年4月に厚生省社会局長通知では、「婦人保護事業の対象」に、従来の「要保護女子」（「売春経歴を有する者で、現に保護、指導を必要とする状態にあると認められる者」「売春経歴は有しないがその者の生活歴、性行または生活環境から判断して、放置すれば近い将来、転落するであろうことが認められる者」）に加えて、「当面、転落するおそれは認められないが、正常な生活を営むうえにおいて障害となる問題を有する者であって、その障害を解決すべき他の専門機関がないため正常な社会生活を営めない状態にある者」を「要保護女子の拡大解釈」として加えた。
- 3 2023年4月1日現在、全47施設の女性自立支援施設の内、単独施設は17カ所（36.8％）であったが、女性相談支援センター及び一時保護所と併設が22カ所（46.8％）、一時保護所のみ併設が8カ所（17.0％）であった（厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室，2024）。
- 4 『令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究』によると4割の施設が、「予算上、配置できる人数が不足していると感じる職種」として心理療法担当職員を挙げていた（PwCコンサルティング合同会社，2024）。

【参考文献】

- 厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室（2024）『困難な問題を抱える女性への支援について』
（<https://www.mhlw.go.jp/content/001308509.pdf> 最終閲覧2024年9月27日）
- 小西聖子・上田鼓（2016）『性暴力被害者への支援―臨床実践の現場から』誠信書房.
- 佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法』新曜社.
- 杉田貴行（2014）「ソーシャルワーカーの専門性についての一考察 ソーシャルワーカーに求められる資質や行動に関する文献的考察」日本社会福祉学会第62回秋期大会口頭発表，早稲田大学，2014年11月30日.（<https://www.jssw.jp/conf/62/pdf/A11-2.pdf> 最終閲覧2024年10月4日）
- 東京都社会福祉協議会婦人保護部会（2008）『女性福祉の砦から』東京都社会福祉協議会.
- 東京都社会福祉協議会婦人保護部会調査研究委員会（2020）『婦人保護施設実態調査報告書 2016年度・2017年度・2018年度』.
- PwCコンサルティング合同会社（2024）『令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究』.
- 「婦人保護事業の原点と現点」第9回『福祉新聞』2006年7月17日.
- 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」ワーキングチーム（2018）『婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究』.
- 婦人保護施設調査研究ワーキングチーム（2016）『平成27年度 婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書』.
- 「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」ワーキングチーム（2018）『婦人保護における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究』.
- 堀千鶴子（2008）「婦人保護施設の現実」林千代編著『「婦人保護事業」五〇年』ドメス出版.
- 村社卓（2018）「高齢者の孤立予防を目的としたコミュニティカフェに参加する住民ボランティアの継続性―ボランティアの「楽しさ」に焦点を当てた定性的データ分析」『社会福祉学』第53巻第2号，17-31.
- 山梨光貴・柴田守・宮園久栄（2020）「婦人保護施設等への調査結果からみた性暴力被害者支援の課題」『被害者学研究』第30号，40-52.

How to Support Victims of Sexual Violence in Women's Self-support Facilities Study: Focusing on Personnel Systems

Chizuko Hori, Takashi Yasuda

Abstract

The objective of this study is to clarify the current status and issues concerning personnel systems in women's self-support facilities in accordance with their parallel establishment. Results of a questionnaire survey targeting women's self-support facilities throughout Japan revealed that all but one of the facilities that responded provided support to victims of sexual violence in the past five years (April 1, 2019 to March 31, 2024). The numbers of such victims varied, ranging from a facility that provided support to more than 100 victims of sexual violence over a five-year period to a facility that provided support to only two. Meanwhile, compared with the case of standalone facilities, significantly fewer victims of sexual violence were reported in facilities outfitted with temporary shelters. Three main issues concerning personnel systems for providing support to victims of sexual violence were identified through the survey administered: first, provision of specialized training and systematic development of a support system for victims of sexual violence; second, enhancement of supervision and systems development; and third, staff allocation.

Keywords: Women's Self-support Facilities, Sexual Violence Victims, the Act on Support for Women Facing Difficult Problems